

クイズで学ぼう!お金のイロイロ (答え)



答えは ②子の教育費、住宅購入費、老後の生活費

一般に、人生の3大費用(大きなお金)は「教育・住宅・老後」とされます。
 3つのうち、どうしてもかかるのが「老後」で、「住宅」と「教育」は“考え次第”といわれます。老後の生活費が不足しそうな場合には、「住宅」や「教育」について考え直してみることも重要な選択肢です。今後の生活やお金の見直しは、①「大きなお金」、②「日常生活のお金」、2つの方向から行うと効果的です。効果が大きいのは前者です。
 知るぼるとHP「大人のためのお金と生活の知恵」より

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最新の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

消費生活センター 便り

高齢者を狙う次々販売に注意!
 家族、地域で防ごう消費者被害



一度商品やサービスを契約してくれた消費者に、言葉巧みに次々と新たな商品やサービスを契約させる商法を「次々販売」といいます。最近、特に高齢者を狙った次々販売のトラブルに関する相談が寄せられており、注意が必要です。

事例

独居の母が次々販売の被害に遭っているようだ。耐震工事をきっかけに、同じ業者から床下換気扇の取り付け工事やシロアリ駆除などの工事を次々と契約していた。母は高齢で認知症の症状がみられ、判断能力が十分とはいえないと思う。
 (契約当事者 80代 女性)

次々販売は、同じ業者が繰り返し訪問して次々に契約させる場合もあれば、契約情報が別の業者にながれて、複数業者が入り替わり立ち替わり勧誘する場合があります。まず、勧誘されても必要なければはっきりと断ることが大切です。

しかし、業者は言葉巧みに勧誘してきますし、時には強引に契約を迫る場合があります。勧誘されても、その場で契約せずに、家族や周囲の人に相談しましょう。

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフができます。

高齢者の消費者被害を減らすためには、周囲の見守りが重要です。高齢者は様々な事業者狙われやすいということを認識し、困っていないか時々声をかけるなど気をつけておきましょう。

また、事例のように認知症などの症状がみられる場合は、成年後見制度などを活用することも被害の未然防止策として有効です。

少しでもおかしいと感じた場合は、消費生活センターに相談してください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
 ※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

